



# マンションドクター 火災保険

'19年1月改定

管理組合の皆さまへ



良質な「管理」<sup>\*</sup>に対して、割安な「保険料」を



\*一般社団法人日本マンション管理士会連合会が実施する「マンション管理適正化診断サービス」における診断結果に基づき、割引が適用された場合

「マンションドクター火災保険」は、マンション管理組合特約付すまいの保険のペットネームです。





# 「マンションドクター火災保険」はマンション生活をとり巻く様々なリスクを補償します。

## 補償内容

### 基本補償

マンションドクター火災保険では以下の補償があらかじめセットになっています。

※地震、爆火またはこれらによる津波を原因とする事故は補償の対象となりません。

### 財産に関する補償

<p><b>火災</b></p>	<p><b>落雷</b></p>	<p><b>破裂・爆発</b></p>
<p><b>風災・雹(ひょう)災・雪災</b> 実損私 or 20万円フランチャイズ私</p>	<p><b>給排水設備の事故による水ぬれ</b> 給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。</p>	<p><b>費用に関する補償</b></p>
<p><b>騒擾(しやう)・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為</b></p>	<p><b>建物外部からの物体の衝突等</b></p>	<p><b>事故時諸費用</b> 10%私 or 20%私</p>
<p><b>盗難</b></p>	<p><b>地震が原因の火災</b></p>	<p><b>地震が原因の津波・洪水などの水害</b></p>

※「風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(実損私)」「風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(20万円フランチャイズ私)」のいずれかを必ず選択していただきます。  
 ※「事故時諸費用補償特約(10%私100万円限度型)」「事故時諸費用補償特約(20%私3,000万円限度型)」のいずれかを必ず選択していただきます。

地震による火災や損壊は地震保険で!



### 地震保険

地震による火災、損壊、流失などの損害は「マンションドクター火災保険」だけでは補償の対象となりません。「地震保険」を合わせてご契約ください。



地震が原因の火災



地震が原因の損壊・埋没など



地震が原因の津波・洪水などの水害

### 地震保険 P.5

## オプション

以下のオプションを選択いただくことにより補償を追加できます。

### 財産に関する補償

**水災**  
実損私 or 定率私  
※「水災危険補償特約(実損私)」「水災危険補償特約(定率私)」のいずれかを任意で選択いただけます。

**破損・汚損等**

**電氣的・機械的  
事故**  
マンションの共用部分に付属する機械設備、装置に生じた電氣的、機械的の事故による損害を補償します。

### 費用に関する補償

**失火見舞費用**

**水濡れ原因調査費用**  
マンションにおいて水濡れ事故が発生した場合に、その原因を調査するために必要な費用を補償します。

**残存物取片づけ費用**  
**修理付帯費用**  
水濡れ原因調査費用補償特約を選択した場合のみ選択いただけます。

### 賠償責任に関する補償

**建物管理賠償責任補償特約**  
次のいずれかに該当する事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金を補償します。  
●マンション共用部分の欠陥等に起因する偶然な事故  
●マンション共用部分の賃貸または管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故

**個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)**  
日常生活において発生した偶然な事故または居住用戸室の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物(他人からの借用物を除きます)を損壊させたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金を補償します。  
※個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)をご選択いただいた場合、保管物賠償責任補償対象外特約が自動でオフされます。

**マンション管理組合役員賠償責任補償特約**  
マンション管理組合の役員が管理規約に規定する業務に係る行為に起因して、損害賠償請求を致したことによって負担する弁護士費用、法律相談費用等の損害や情報漏えい対応費用等を補償します。

### おすすめポイント

- 火災だけでなく、自然災害やその他の様々な事故を幅広く補償します! P.7
- 建物本体の共用部分に限らず、建物以外の構築物(自転車置場等)や区分所有者共有の動産も補償します! P.6
- オプションで管理組合および各区分所有者個人の賠償責任も補償できます。 P.9

詳細は P.7

詳細は P.9

### 自己負担額(免責金額)の設定について

財産に関する補償、建物管理賠償責任補償特約および個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)に対する自己負担額(免責金額)は0円  
0円 5万円 10万円 20万円 から選択していただきます。

※風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(20万円フランチャイズ私)または水災危険補償特約(定率私)を選択した場合、自己負担額(免責金額)は0円  
※自己負担額(免責金額)0円を選択した場合でも、破損・汚損等および電氣的、機械的の事故に対する自己負担額(免責金額)は1万円となります。

※費用に関する補償およびマンション管理組合役員賠償責任補償特約については、自己負担額(免責金額)の設定はできません。

# 地震保険について

\*地震保険の詳細については、「地震保険チラシ」をご参照ください。

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、流失などの損害は、「マンションドクター火災保険」だけでは補償の対象となりません。「地震保険」をあわせてご契約ください。



地震が原因の火災



地震が原因の損壊・埋没など 地震が原因の津波・洪水などの水害

## 地震保険の お申込み

地震保険だけではご契約いただけません。「マンションドクター火災保険」にセットして地震保険をお申込みください。火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなされた場合でも、火災保険の保険期間の中途から地震保険をご契約いただけますので、ご希望される場合には取扱代理店または弊社までご連絡ください。  
マンション共用部分への地震保険のご契約については、各戸室ごとの共有持分割合が確認できること等、一定の条件があります。

## 地震保険のお支払保険金

損害の程度*	認定の基準*	お支払いする保険金の額
全損	建物の延焼面積の70%以上	地震保険保険金額の100% (時価が限度)
大半損	建物の延焼面積の40%以上50%未満	地震保険保険金額の60% (時価の60%が限度)
小半損	建物の延焼面積の20%以上40%未満	地震保険保険金額の30% (時価の30%が限度)
一部損	建物の延焼面積の3%以上20%未満	地震保険保険金額の5% (時価の5%が限度)

お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.3兆円を超える場合、算出された支払保険金額に対する11.3兆円未満の範囲で決定されることがあります(2016年4月現在)。  
\*1 損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損壊認定基準」に依ります。詳細については、ご契約のしおりをご参照ください。  
\*2 地震等が家主した日の翌日から起算して10日を経過した後には生じた損害 など

## 地震保険の対象となるもの

居住用の建物  
(店舗や事務所等のように使用されている建物は除きます)  
※区分所有者の共有動産は地震保険の対象とはなりません。

## 地震保険のご契約にあたって

地震保険の保険金額  
○マンション共用部分の地震保険の保険金額は、各区分所有者ごと\*2の地震保険の保険金額を合計した額となります。

各区分所有者ごと\*2の地震保険の保険金額 = 「マンションドクター火災保険」の保険金額 × 共有持分割合 × 30~50%

\*1 地震保険をセットする場合、各区分所有者ごと\*2に、建物の専有部分に対してご契約されている地震保険の保険金額と合算して5,000万円を超えないように、保険金額を設定してください。5,000万円を超えた場合でも、地震保険金は各区分所有者ごと\*2に専有部分の共有部分を合算して5,000万円が限度となります。

\*2 地震保険の対象となる居住用戸室ごと

## 地震保険の割引制度について

地震保険には、建物の免震・耐震性能に依りて保険料の割引制度があります。割引適用の際は、所定の確認資料のコピーのご提出が必要ですが、本割引は重複して適用することはできません。

必要確認資料\*3(コピー)

割引名(割引率)	割引適用条件
建築年割引 (10%)	昭和56年6月1日以後に新築された建物であること。
耐震等級割引 (等級に応じて10%・30%・50%)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「建設住宅性能評価書」(「共用部分検査・評価書」の法律、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」)に基づく耐震等級を有している建物であること。 ①住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物であること。 a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(「認定通知書」「認定長期優良住宅建築証明書」等)良好住宅であることが確認できること(「設計内容説明書」等) b.「耐震等級」または「免震建築物」であることが確認できる「設計内容説明書」等 ※上記の他、登録住宅性能評価機関が作成した書類のうち、免震建築物であることまたは耐震等級を証明した書類であれば、免震建築物割引または耐震等級割引の確認資料となります。
免震建築物割引 (50%)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物であること。
耐震診断割引 (10%)	地方公共団体等による耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること。

\*3 代表的な確認資料となりますので、詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

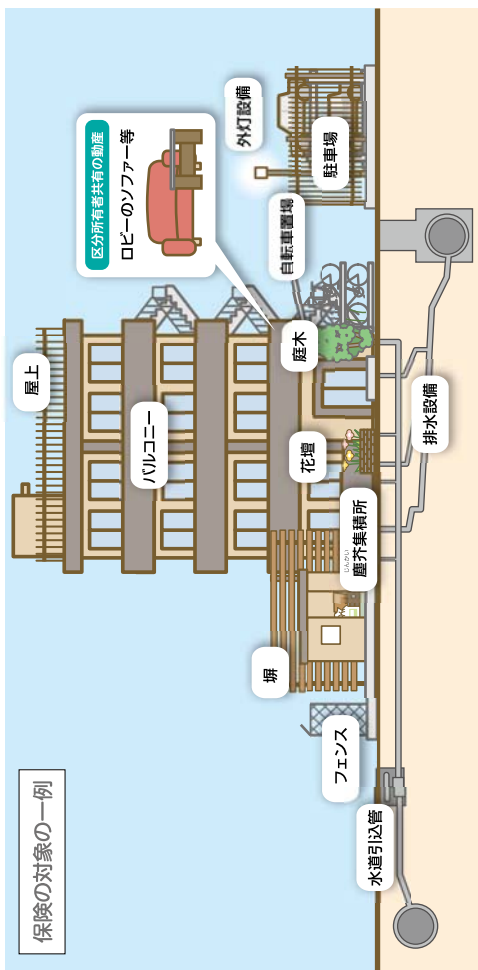
\*4 平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

# 保険の対象の範囲など

## 保険の対象の範囲

マンション建物の本体の共用部分(玄関ホール、屋外階段等)に限らず、建物に直接付随しない付属建物や設備、構築物などの共用部分および区分所有者共有の動産も保険の対象として補償されます。

\*通算・積貯金註書1冊または1冊の価額が30万円を超える美術品などは含まれません。



保険の対象の一覧

\*共同住宅建物が2棟以上ある場合、それぞれに保険金額を定めてご契約いただきます。その際、付属設備がごどちらに含まれるか不明確な場合は、いずれかの建物に含まれる旨を明記してください。

## 評価の方法

○建物の評価は新築基準によって行います。

○マンション共用部分の評価額は、一般的に新築基準の場合はマンション全体の評価額の40%程度、上乗基準の場合は60%程度となります。共用部分と専有部分の区分については、管理規約等でご確認ください。

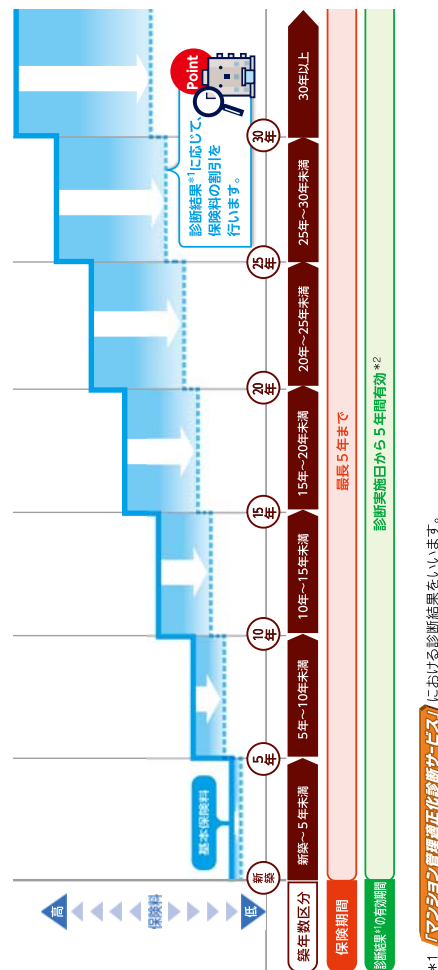
○評価額が2億円の場合 ⇒ 保険金額は2億円まで設定します。  
※万が一の事故によって修理をしなければならぬ場合に備えて、保険金額は評価額に引き上げ設定することをおすすめしますが、ご希望により、評価額の範囲内(評価額の20%~90%)で設定いただくこともできます。この場合、修理等を行うにあたって自己負担が生じることがありますのでご注意ください。

保険金額の決定方法

## 保険期間・診断結果の有効期間・保険料について

○保険料は、診断結果の有効期間・保険料に依りて、基本保険料が異なります。

○「マンション管理士正化診断サービス」の診断結果に依りて、保険料の割引を行います。



\*1 「マンション管理士正化診断サービス」における診断結果をいいます。

\*2 2016年12月31日以前に診断を実施した場合、診断実施日時点から築20年以上のマンションについては、診断結果の有効期間は診断実施日から3年間となりま



# 主な補償内容

## 「マンションドクター」火災保険の主な補償内容

### 保険金をお支払いする場合と保険金の額(限度額)

- はマンションドクター火災保険に自動的にセットされます。
  - はオプションです。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。
  - は契約内容により自動的にセットされます。
- 建物管理賠償責任補償特約**
- 次のいずれかに該当する事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合
- マンション共用部分の欠陥等に起因する偶然な事故
  - マンション共用部分の責または管理およびそれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故
- ④損害賠償金の額から、申込書記載の自己負担額(免責金額)を差し引いた額  
(1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度。支払限度額はご契約時に、3,000万円、5,000万円、1億円、3億円、5億円のうちいずれかを設定いただけます。)
- ⑤損害賠償責任の解決について、弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用(④の額とは別にお支払いします。)

### 賠償事故の解決に関する特約(概要)

建物管理賠償責任補償特約をお申込みいただくと自動的にセットされる特約です。上記、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士の手続等について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行します(場合により、代行できないことがあります。)

### 個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)

日常生活における偶然な事故または居住用居室(事務所を含みます。)の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金、争訟費用などを補償します。

- ※次の被保険者の方を包括してお受けします。
- 居住用居室に居住している方
- 居住用居室に居住している方の配偶者
- 居住用居室に居住している方またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- 居住用居室を所有、使用または管理している方で、居住用居室に居住していない方。ただし、この方の日常生活に起因する賠償事故に関しては、補償の対象となりません。

- ④損害賠償金の額から、申込書記載の自己負担額(免責金額)を差し引いた額(1回の事故につき保険証券記載の支払限度額が限度。支払限度額はご契約時に、1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円、5,000万円、1億円のいずれかを設定いただけます。)
- ⑤損害賠償責任の解決について、弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用  
(④の額とは別にお支払いします。)

### 賠償事故の解決に関する特約(概要)

個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)をお申込みいただくと自動的にセットされる特約です。上記、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士の手続等について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行します(場合により、代行できないことがあります。)

### 保険金をお支払いできない主な場合・損害など

- ご契約者、被保険者またはこれらの法定代理人の故意
- 地震、噴火またはこれらによる津波による損害
- 被保険者と第三者との間で特別な約定により加重された損害賠償責任
- 施設の損壊について、その施設につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
- 排水または排気に起因する損害賠償責任
- 風船、風、雪、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- 自動車、自動車または施設外の船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

【賠償事故の解決に関する特約において弊社が代行業務をできない場合】

- 1回の事故について、被保険者の負う損害賠償責任額が支払限度額を上回る場合
- 損害賠償請求権者が弊社と直接交渉することを同意しない場合
- 弊社の求める協力を正当な理由なく被保険者が拒んだ場合

- ご契約者、被保険者またはこれらの法定代理人の故意
- 地震、噴火またはこれらによる津波による損害
- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者が使用または管理する他人の財物の損壊、紛失、盗取

個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)をお申込みいただく、自動的に保管物賠償責任補償対象外特約もセットされます。

【賠償事故の解決に関する特約において弊社が代行業務をできない場合】

- 1回の事故について、被保険者の負う損害賠償責任額が支払限度額を上回る場合
- 損害賠償請求権者が弊社と直接交渉することを同意しない場合
- 弊社の求める協力を正当な理由なく被保険者が拒んだ場合

※上記の内容は被保険者ごとに適用します(支払限度額は被保険者ごとではなく1回の事故についてのものです。)

### 保険金をお支払いする場合と保険金の額(限度額)

- マンション管理組合役員賠償責任補償特約
- マンション管理組合の役員が管理規約に規定する業務に係る行為に起因して、損害賠償請求を受けられたことに基づいて負担する法律上の損害賠償金、弁護士費用、法律相談費用等の損害や情報漏えい対応費用等を補償します。
- ④損害賠償金の額(⑥および⑧とあわせて保険期間⑤を通じて500万円が限度)
- ⑤損害賠償責任の解決について弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用等(⑥および⑧とあわせて保険期間⑤を通じて500万円が限度)
- ⑥情報漏えい対応費用(1被害者あたり500円かつ保険期間⑤を通じて100万円)  
(注)保険期間が1年を超える契約については保険年度ごとに限額額を適用します。

- 身体に障害(疾病または死亡を含みます。)に起因する損害賠償請求
- 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)に起因する損害賠償請求
- 特許権、著作権または商標権等の知的財産権その他の権利侵害に起因する損害賠償請求
- 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- 初年度契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求が行われるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- 被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求

### 先物契約特約

保険期間が始まる前にご契約された場合、保険期間開始の時に使用されている火災保険料率を適用します(地震保険も同様です。)

### 代位求償権不行使特約

保険金の支払によって被保険者が借家人(賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物占有者の方をい、監理人・転借人を含みます。)に対して有する権利を弊社が取得した場合でも、弊社はその権利を行使しません。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

### 動物特約

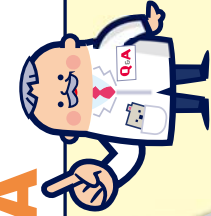
この保険によって補償される事故であっても、保険の対象である動物が、収容される建物または工作物内で損害を受け、損害発生後その日を含めて7日以内に死亡した場合のみ保険金をお支払いする特約です。

### 雑物特約

この保険によって補償される事故であっても、保険の対象である鑑賞用植物が、損害発生後その日を含めて7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いする特約です。

### 保険料の返還または請求に関する特約(地震保険用)

地震保険普通保険約款で定められた保険料の返還または請求に関する規定を、すまいの保険普通保険約款と整合をはかるために読み替える特約です。地震保険をセットされた場合に自動的に適用されます。



Q

築5年程度のマンションで修繕工事などのメンテナンスはほとんどしていないのですが、「マンションドクター火災保険」の保険料は割引になりますか？

A

はい、「マンション管理適正化診断サービス」ではメンテナンス状況以外にも、修繕積立金の積立状況や管理組合様の活動状況などを確認しますので、これらの状況に応じて保険料が割引になることがあります。

Q

築20年以上のマンションで修繕工事などのメンテナンスをしてこなかったのですが、「マンションドクター火災保険」に加入することはできますか？

A

はい、ご加入いただけます。ただ、メンテナンス状況が良好でない場合は、保険料が割引にならない可能性が高くなります。

Q

日新火災と（一社）日本マンション管理士会連合会はどのような関係にあるのですか？

A

弊社と（一社）日本マンション管理士会連合会は、「マンション管理適正化診断サービス」の診断結果を「マンションドクター火災保険」の保険料決定に使用することを目的として、業務提携契約を結んでいます。

Q

「マンション管理適正化診断サービス」の診断を受けた場合、必ず「マンションドクター火災保険」に加入しなければならないのですか？

A

いいえ、そのようなことはありません。診断後、診断結果に基づいて保険料のお見積りをご案内しますので、保険料や補償内容などをご確認いただき、ご加入いただくかどうかで検討ください。

Q

マンションのメンテナンス状況を診断してもらうことで、保険料の割引以外にもどんなメリットがあるのですか？

A

診断後、診断マンション管理士より、今後のマンション管理に向けた改善点のアドバイスを記載した「診断レポート」をご提供しますので、ぜひご活用ください。

Q

「マンション管理適正化診断サービス」の診断はどのくらい時間がかかりますか？

A

事前にご準備いただいた資料の確認や管理組合の活動状況のヒアリング等をさせていただきますので、状況によって異なりますが、3時間ほどかかります。

Q

診断をお願いしてから、保険に加入するまでどのくらい時間がかかりますか？  
診断依頼以降の流れを時系列で教えてください。

A

一般的な保険加入までの流れは以下のとおりです。

① 診断依頼後3～4日ほど（休日・祝日を挟んだ場合はもう少しお時間をいただくことがあります。）で診断マンション管理士から診断に必要な資料を事前にご案内します。

② 診断を実施し、その後1週間ほどで診断結果が出ます。

③ 診断結果に基づき、取扱代理店から保険料のお見積りをご案内します。

④ 管理組合様で「マンションドクター火災保険」にご加入いただくかどうかをご検討ください。保険加入の決定までには総会決議等が必要になるため、早めに診断を受けられることをおすすめします。



Q

現在加入している保険の満期（切替時期）はまだ先なのですが、「マンション管理適正化診断サービス」の診断を受けてもいいのですか？

A

はい、診断をお受けいただけます。診断結果の有効期間は診断実施日から5年間です。で、その間は、診断結果に基づいた保険料のお見積りが可能です。

\*2016年12月31日以前に診断を実施した場合、診断実施日時点で築20年以上のマンションについては、診断結果の有効期間は診断実施日から3年間となります。

Q

保険料を抑える方法はありますか？

A

はい、例えば、自己負担額（免責金額）を0円以外に設定することで、保険料を抑えることができます。

「マンションドクター火災保険」では、財産に関する補償、建物管理賠償責任補償特約および個人賠償責任総合補償特約（包括契約用）に対して自己負担額（免責金額）を0円、5万円、10万円、20万円から選択して設定することができます。





ご契約内容の変更、事故が起こった時の連絡先

●ご契約内容に変更が生じた場合

ご契約内容の変更・解約については取扱代理店または日新火災までご連絡ください。

なお、夜間・休日などでご連絡がつかないときは、日新火災テレホンサービスセンターにご連絡ください。

ご契約内容に変更が生じた場合、遅滞なく通知いただきませんと、保険金をお支払いできなかつたり、保険契約を解除させていただく場合があります。変更内容については必ずご連絡ください。

**日新火災  
テレホンサービスセンター**

**フリーダイヤル 0120-616-898**までお電話を!

【受付時間：9:00～20:00(平日)、9:00～17:00(土日・祝日)】

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

●事故が発生した場合

サービス24では、お客さまからの事故受付および事故相談などを24時間・365日体制で行っています。全国の拠点に駐在する弊社の専門スタッフが、迅速かつ丁寧に対応します。

◎事故受付は、サービス24

**サービス24**

**フリーダイヤル 0120-25-7474**までお電話を!

24時間・365日受付 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

インターネット約款のご案内 ..... 約款はインターネットを通じてご提供します。

ペーパーレス化で、  
地球にやさしい!

インターネット  
約款

<http://www.net-yakkan.com/>



※インターネット環境がないお客さまなどのために、紙約款も用意しています。紙約款を希望される場合は、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

※インターネット約款、紙約款の別を問わず、保険証券は紙の保険証券をお届けします。

用語の解説

**契約者:** 弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方

**戸室:** 1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分

**時価額:** 損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、新価額から使用による消耗分を差し引いた金額

**敷地内:** 特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

**自己負担額:** ご契約いただいた保険・オプション(特約)で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額

**新価額:** 損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額

**特約:** オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたもの

**被保険者:** 保険契約の補償を受けられる方

**保険期間:** 保険のご契約期間

**保険金:** 普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金額

**保険金額:** 弊社がお支払いする保険金の限度額

**保険の対象:** 保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象物

**保険料:** 保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金額

**日新火災海上保険株式会社**

本店 / 〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)  
 お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]  
 ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

**万一事故にあわれたら** サービス24 **フリーダイヤル 0120-25-7474**  
 24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。